

令和6年5月28日開催

第3回 添田町水道事業検討委員会資料

■目 次

1. 第2回検討委員会の振り返り	・ ・ ・ ・ ・ 1～6
2. 総括原価の算定	・ ・ ・ ・ ・ 7～13
3. 料金プランの選定	・ ・ ・ ・ ・ 14～20
4. 今後のスケジュール	・ ・ ・ ・ ・ 21

1. 第2回検討委員会の振り返り

第2回検討委員会での方針 ➡

上水道・簡易水道の料金統一
用途別料金体系から口径別料金体系へ

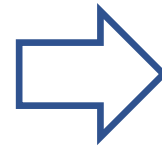
第2回検討委員会での課題 ➡

- ① コストダウン（経費削減）できないか？
- ② 一般会計から繰り入れはできないか？
- ③ 段階的に値上げできないか？

① コストダウン（経費削減）できないか？

コストダウンをふまえ、総括原価の見直しを行いました。

需要家費（検針・集金関係費用）
固定費（修繕費・委託料・人件費等）



削減は困難

理由：物価の上昇や人件費の高騰の影響を一番受けやすく、過度に低く見積もると収入の減少に繋がる恐れがある

変動費（動力費・薬品費）



削減は困難

理由：有収率をあげないと削減できない
また、電気料金や輸送費コストの値上げも進んでいる状況で予測が難しい

② 一般会計からの繰り入れはできないか？

水道事業における主な一般会計繰出とその理由は次のとおりです。

一般会計からの繰出金については、公営企業は独立採算制を経営の基本原則としつつ、その経費のうち、その性質上企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でないもの、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるもの等については、法令等に基づき、一般会計等が負担又は補助をし、あるいは出資をすることとされている。これらの経費を除けば、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

経費負担区分	繰出の種類	根拠
経費のうち、その性質上企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でないもの	消火栓の設置・維持管理に係る繰出し	政令
	災害対策に係る繰出し	通知
	安全対策のための高度浄水施設整備等に係る繰出し	
能率的な経営をもって行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるもの	水道水源開発・水道広域化施設整備	
	簡易水道の建設改良に対する繰出し	
	高料金対策	

一般会計から繰り入れている補助金

消火栓の維持管理に伴う補助金 ⇒ 消火栓の設置・維持管理に係る繰出し

落合簡易水道施設・上中元寺簡易水道施設の更新工事に対する補助金

⇒ 簡易水道の建設改良に対する繰出し

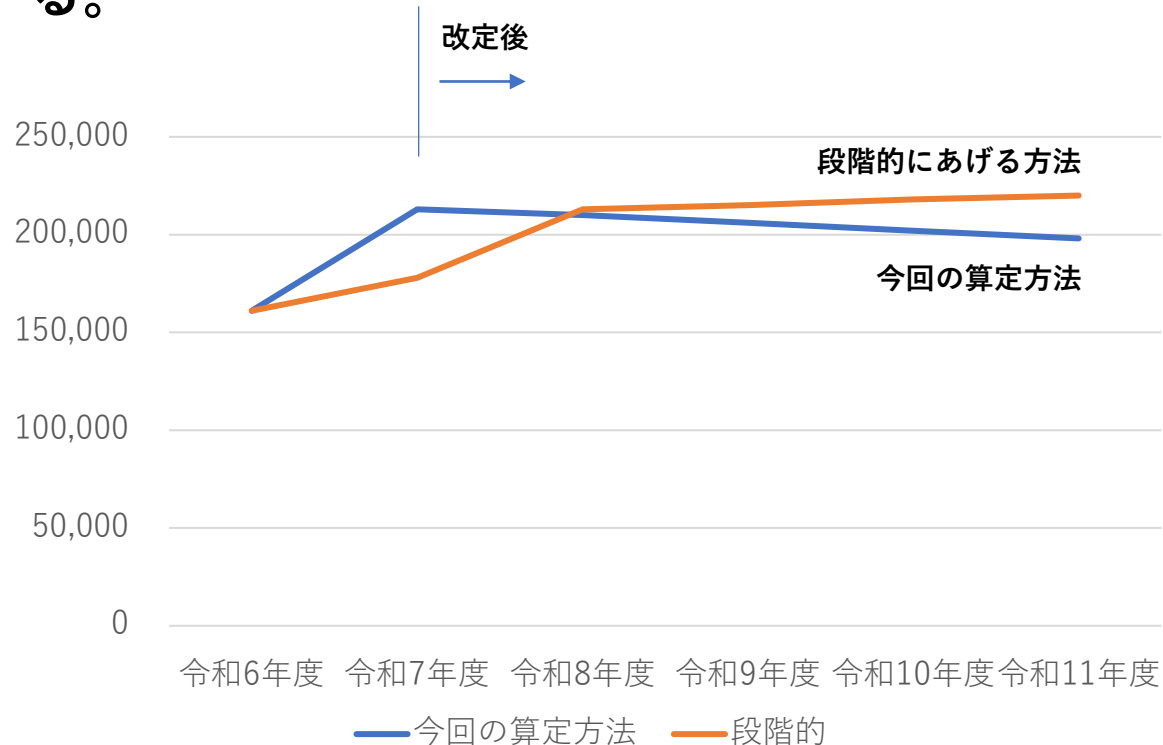
道路工事等に伴う水道管布設替費用の一部に対する補助金

⇒ 道路工事等が原因で布設替が必要なため、あくまでも資産に対しての補償

基準外で繰り出す場合は、地方公営企業法第17条の3（補助）、第18条（出資）、第18条の2（長期貸付け）が支出根拠となるため、一般会計からの繰り出しは難しい状況。

③ 段階的に値上げすることができないか？

水道料金算定要領では「料金算定期間は、概ね将来の3年から5年を基準とする。」とされている。そのなかで、期間内の財政状況が均衡になるよう料金を設定をするとされている。



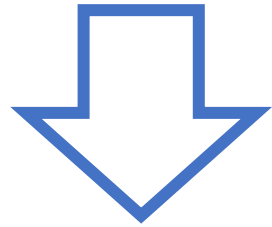
段階的に不足分を補うために料金改定を行った場合、毎年料金改定を行うことになり、安定しているとは言えない。

2. 総括原価の算定

ここまでの内容をふまえ、水道課にて再検討を実施

水道料金の値上げ幅

給水収益以外での収入の確保による改定率の抑制



下記の内容を財政シュミレーションに追加

収益的収入のうち、その他収入にあたる加入金及び手数料の見直し

補助金及び企業債の活用

加入金及び手数料の見直しについて

給水管の新規引き込みを行う場合や、建て替えにより給水管の改造が必要な場合は、指定給水装置工事事業者によって給水装置工事申込書の提出が必要です。その際に、新規に引き込む場合は加入金及び設計審査手数料、検査手数料を支払う必要があります。

加入金とは、新たに水道を利用する場合や既存水道メーターの口径を大きくする場合などに、水道の新旧利用者の負担公平を図るため、水道施設の整備に要する経費の一部を負担していただくものです。

今後老朽化した施設の改修等が必要であり、水道料金の改定だけでなく、加入金等の改定も必要であると考えました。

現在、添田町の加入金、審査及び検査手数料は、福岡県内の今回調査した14事業者の平均金額と比較しても安価な設定となっています。料金改定に合わせて加入金及び手数料も改定する方向で検討していただきたいと思います。

■加入金及び手数料改定案

口 径 別 加 入 金						
	1 3 mm	2 0 mm	2 5 mm	4 0 mm	5 0 mm	7 5 mm
県内事業体の平均	63,250円	158,086円	290,086円	951,186円	1,610,793円	4,456,283円
添田町（現在）	33,000円	66,000円	132,000円	440,000円	880,000円	1,650,000円
添田町（改定後）	66,000円	132,000円	264,000円	880,000円	1,760,000円	3,300,000円

設計審査手数料及び検査手数料		
	設計審査手数料	検査手数料
県内 1 4 事業体の平均	3,532円	2,864円
添田町（現在）	1,500円	1,500円
添田町（改定後）	3,000円	3,000円

■財政シュミレーション（現在の料金体系） 算定期間：令和7年度～令和11年度（5年間）

加入金及び手数料を改定することでその他収入の増額が見込めます。
(税抜)

		R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	合 計	
収益的収入	料金収入	158,785	156,535	154,310	152,117	149,970	771,717	料金収入 7億7,172万円
	その他収入	6,707	3,528	3,528	3,528	3,528	20,819	控除収入 2,082万円
	計（A）	165,492	160,063	157,838	155,645	153,498	792,536	
収益的費用	検針・集金関係費用	33,801	34,332	34,873	35,424	35,985	174,415	営業費用 7億3,847万円
	修繕費・委託料・人件費	98,155	99,041	99,951	100,887	101,849	499,883	
	動力費・薬品費	13,394	13,109	12,829	12,556	12,288	64,176	
	減価償却費	41,590	42,790	43,990	45,190	46,390	219,950	減価償却費 2億1,995万円
	支払利息	4,976	5,097	5,213	5,324	5,429	26,039	支払利息 2,604万円
	積立金	1,770	150	150	150	150	2,370	積立金 237万円
	計（B）	193,686	194,519	197,006	199,531	202,091	986,833	
当年度純利益（又は純損益） （A）－（B）＝（C）		△ 28,194	△ 34,456	△ 39,168	△ 43,886	△ 48,593	△ 194,297	

総括原価の算定（水道事業の総括原価算出結果）

■総括原価の内訳

（税抜）

区分			金額（千円）
収益費用①	営業費用	需要家費 （検針・集金関係費用）	174,415
		固定費 （修繕費・委託料・人件費等）	499,883
		変動費（動力費・薬品費）	64,176
	減価償却費		219,950
	支払利息		26,039
	積立金		2,370
資本費用②	企業債償還金		85,315
	資産維持費		126,800
控除収入③	加入金・一般会計補助金等		20,819
総括原価④（①+②－③）			1,178,129
料金収入⑤			771,717
不足額⑥（⑤－④）			406,412
平均改定率（⑥÷⑤）％			52.66

資産維持費とは水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいいます。これは物価上昇による減価償却費の不足や工事費の増大等に対応し、実態資産を維持し、適切な水道サービスを継続していくために総括原価への参入が認められているものです。

添田町では老朽化した施設が多数あるなかで、上水道の浄水場改良工事には約20億円の費用がかかる試算となってる状況です。今後、安定した運営を行っていくためにも、今回の料金改定では資産維持費を計上させていただきました。

資産維持費＝対象資産（償却資産額の算定期間期首及び期末の平均残高）×資産維持率（3％を標準）

今後の資本費用を予測し、大幅な料金改定を避けるため、今回は2％に設定。

料金算定期間を令和7年度～11年度と設定し、総括原価を算定。

5年間で収益費用及び資本費用の合計が約11億7,813万円となり、料金収入約7億7,172万円に対して4億641万円の不足となります。

この不足分を料金収入のみで賄うと約53%の料金改定が必要と試算されました。

この不足する資金を料金改定のみで解消することは現実的ではありません。

今回の算定期間内では、耐震化に関する事業の補助金等の活用や、企業債を借り入れることで、改定率を抑制します。

補助金及び企業債の活用 5年間で1.5億円（年間3,000万円）

⇒ 料金改定率を33%に抑制

11億7,813万円 — 1億5,000万円 = **10億2,813万円**
(5年間で必要となる収入)

毎年水道管の更新を行っていますが、現在布設している水道管は耐用年数40年とされている中で、技術的には60年以上もつとされています。内部留保資金が減っている現在の状況で、その資本費用を現在水道を利用している使用者のみに負担を求めるのではなく、この先利用する使用者にも負担をしていただくという考えを基に企業債の活用は行っていきます。

3. 料金プランの選定

総括原価の算定結果をふまえ、料金収入が10億2,813万円に相当するよう設定したプランが次の通りです。

料金体系				収入予測						
内 容	用 途		基本料金	超過料金	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合 計
Aプラン 基本水量 13～25mm 8㎡まで 40～75mm 15㎡まで 超過料金 全口径 230円	上水道・簡易水道	13mm	2,260	230	212,849	209,606	206,155	202,583	198,793	1,029,986
		20mm	2,460							
		25mm	2,860							
		40mm	5,560							
		50mm	6,860							
		75mm	8,760							
		100mm	11,460							
料金体系				収入予測						
内 容	用 途		基本料金	超過料金	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合 計
Bプラン 基本水量 13～25mm 8㎡まで 40～75mm 15㎡まで 超過料金 全口径 300円	上水道・簡易水道	13mm	1,610	300	213,451	209,868	206,012	202,042	197,905	1,029,278
		20mm	1,810							
		25mm	2,210							
		40mm	4,910							
		50mm	6,210							
		75mm	8,110							
		100mm	10,810							

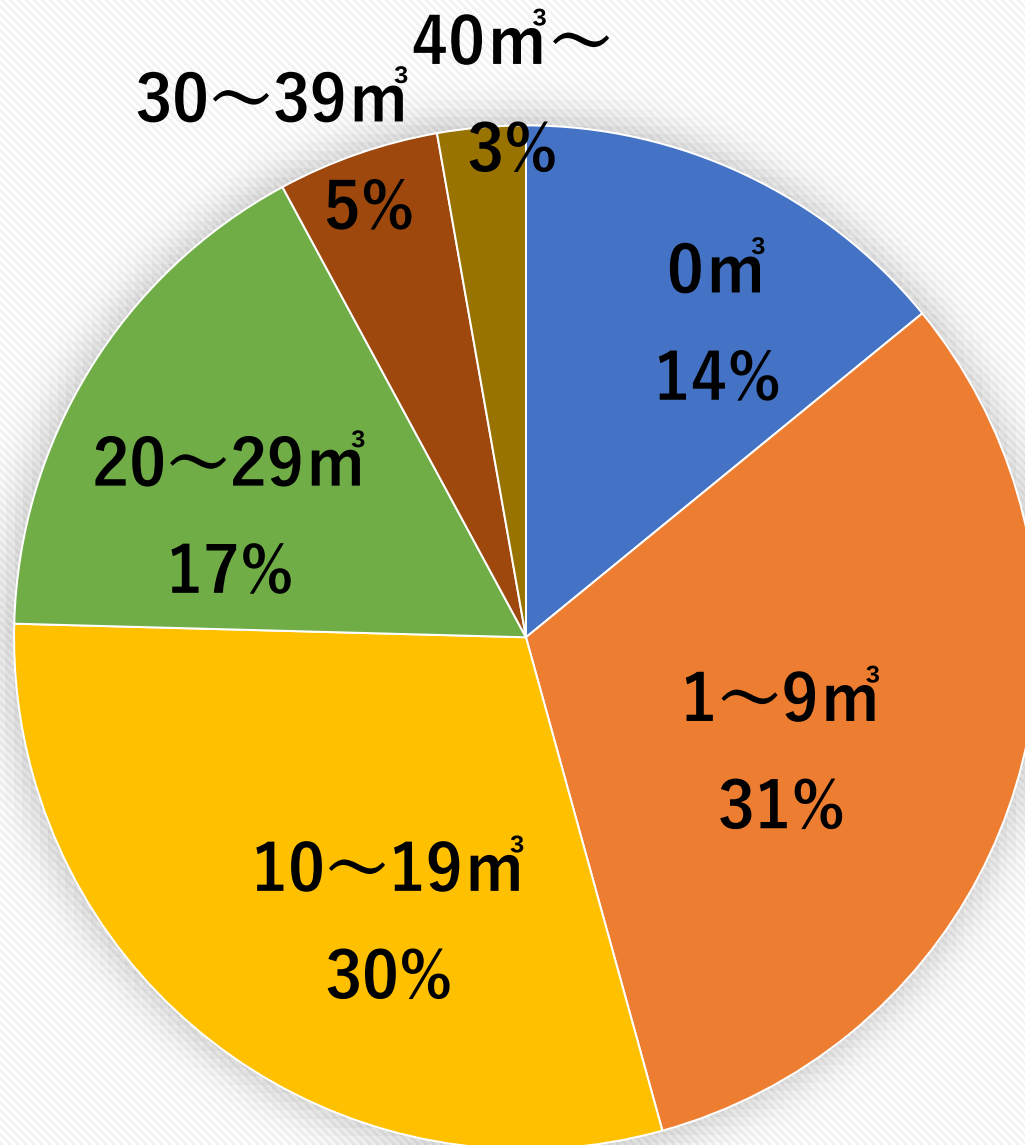
料金体系				収入予測						
内 容	用 途		基本料金	超過料金	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合 計
Cプラン 基本水量 13～25mm 8㎡まで 40～75mm 15㎡まで 超過料金 全口径 320円	上水道・簡易水道	13mm	1,430	320	213,893	210,211	206,236	202,148	197,909	1,030,397
		20mm	1,630							
		25mm	2,030							
		40mm	4,730							
		50mm	6,030							
		75mm	7,930							
		100mm	10,630							

各プラン別13mm利用者の水道料金の比較（税込）

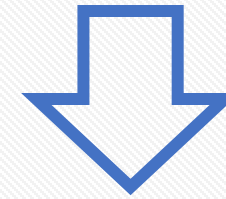
（単位：円）

使用水量	現行料金		A 超過料金 253円			B 超過料金 330円			C 超過料金 352円		
				改定率			改定率			改定率	
m³	上水道	簡易水道	金額	上水道	簡易水道	金額	上水道	簡易水道	金額	上水道	簡易水道
0～8	1,067	2,596	2,486	133.0%	-4.2%	1,771	66.0%	-31.8%	1,573	47.4%	-39.4%
10	1,551	3,080	2,992	92.9%	-2.9%	2,431	56.7%	-21.1%	2,277	46.8%	-26.1%
20	3,971	5,500	5,522	39.1%	0.4%	5,731	44.3%	4.2%	5,797	46.0%	5.4%
30	6,391	7,920	8,052	26.0%	1.7%	9,031	41.3%	14.0%	9,317	45.8%	17.6%
40	8,811	10,340	10,582	20.1%	2.3%	12,331	40.0%	19.3%	12,837	45.7%	24.1%
50	11,231	12,760	13,112	16.7%	2.8%	15,631	39.2%	22.5%	16,357	45.6%	28.2%
60	13,651	15,180	15,642	14.6%	3.0%	18,931	38.7%	24.7%	19,877	45.6%	30.9%
70	16,071	17,600	18,172	13.1%	3.3%	22,231	38.3%	26.3%	23,397	45.6%	32.9%
80	18,491	20,020	20,702	12.0%	3.4%	25,531	38.1%	27.5%	26,917	45.6%	34.5%
90	20,911	22,440	23,232	11.1%	3.5%	28,831	37.9%	28.5%	30,437	45.6%	35.6%
100	23,331	24,860	25,762	10.4%	3.6%	32,131	37.7%	29.2%	33,957	45.5%	36.6%

添田町水道使用水量分布（令和5年度）



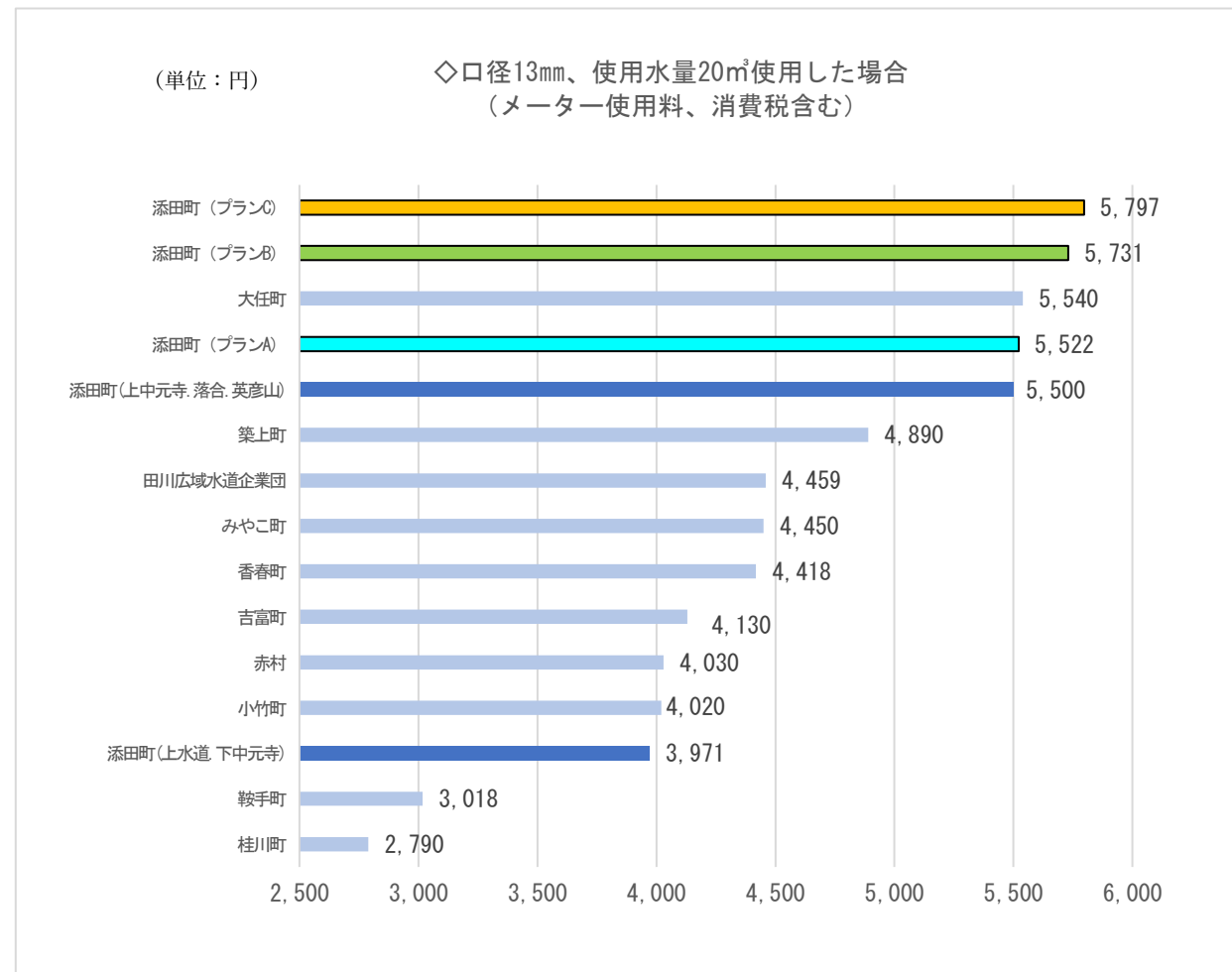
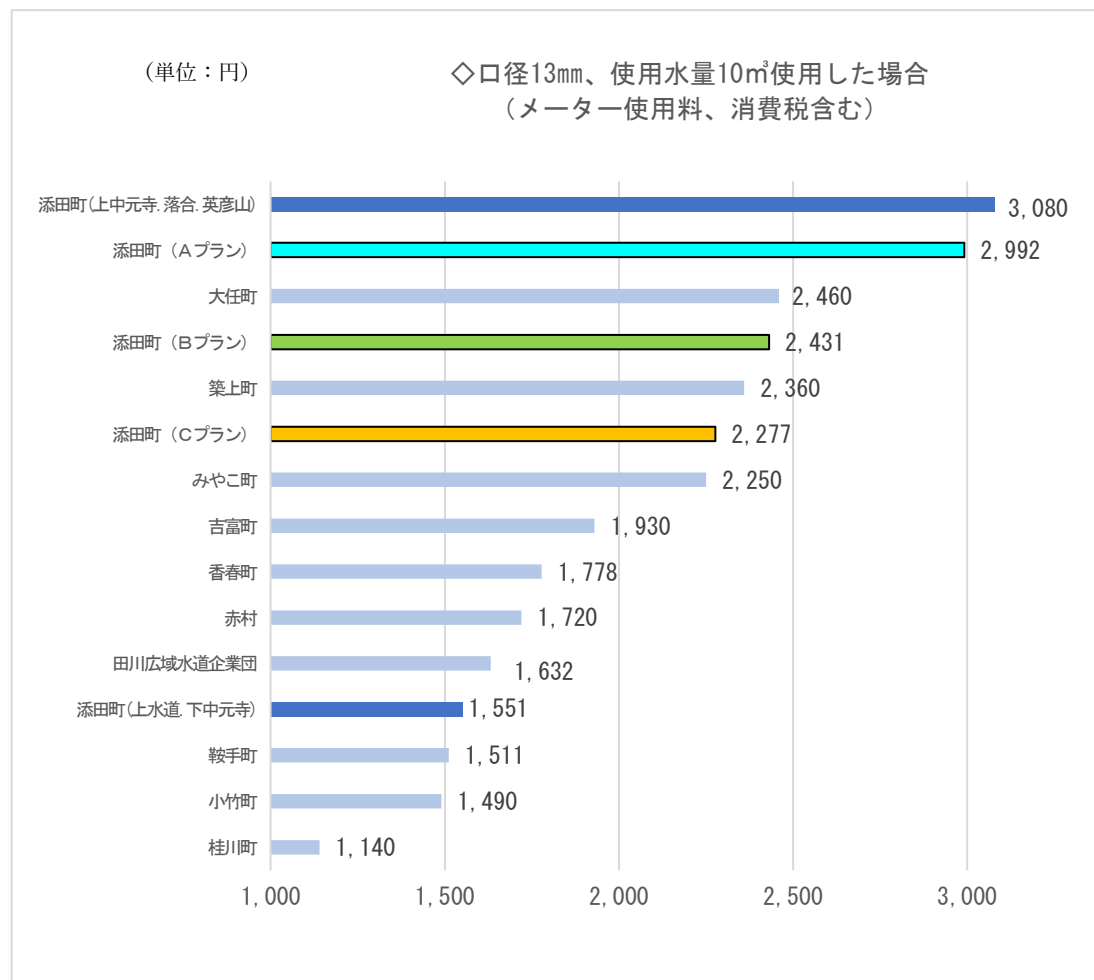
年間の調定件数 48,652件



75%が1ヶ月あたりの水量20m³未満
基本料金内が40%以上

【田川市郡及び近隣の給水人口15,000人以下の町村との比較】

(単位：円)



○口径13mmの場合 現行水道料金 基本水量 8m³まで 上水道 基本料金 970円 超過料金 220円
簡易水道 基本料金 2,360円 超過料金 220円

Aプラン

基本水量 8m³まで 基本料金 2,260円（上水道比較 + 1,290円） 超過料金 230円（1 m³あたり + 10円）

現状の簡易水道の基本料金に上水道の基本料金を併せ、原価での収入不足の大部分を基本料金の改定によって賄うプラン

基本料金での収入が多いため、安定した収入は見込める。算定期間内の7年度と11年度での収入の変化は3つのプランでは一番少なくなっている。しかし、上水道については改定率が高くなり、今まで基本料金のみ支払っていた使用水量が0m³の利用者が一斉に閉栓する恐れがあるため、収入の急激な減少を招く恐れがある。

Bプラン

基本水量 8m³まで 基本料金 1,610円（上水道比較 + 640円） 超過料金 300円（1m³あたり + 80円）

基本料金を平均値近くに設定し、基本料金での収入の安定化を図りつつ、基本水量を超過した利用者にも配慮したプラン

基本料金での収入でも安定した収入が見込める。超過水量に頼っていないため、使用水量の減少にも対応ができる。

Cプラン

基本水量 8m³まで 基本料金 1,430円（上水道比較 +460円） 超過料金 320円（1m³あたり +100円）

上水道の基本料金の上げ幅を抑えて、上水道の各使用水量の改定率を均等になるように設定されたプラン

上水道の使用者全体で改定率が平等になっているため、上水道使用者間の公平性が保たれている。
添田町では1番多い使用水量10m³付近の使用者に対して、3つのプランの中では1番配慮されたプランとなっている。

4. 今後のスケジュール

委員会	主な内容	時 期
第 1 回	・ 委嘱状交付・委員長及び副委員長の選任・諮問書交付 ・ 委員会の趣旨・水道事業の概要・水道事業の現状及び課題	令和 6 年 2 月 19 日 実施
第 2 回	・ 第 1 回検討委員会の補足説明・料金体系の考え方 ・ 水道料金改定（案）について	4 月 22 日 実施
第 3 回	・ 第 2 回検討委員会の振り返り・総括原価の算定 ・ 料金プランの選定・今後のスケジュール	5 月 28 日
第 4 回	・ 料金改定（案）の審議・意見集約	6 月末（予定）
第 5 回	・ 答申（案）審議及び決定	7 月末（予定）
町長への答申		8 月（予定）
料金改定案に基づき条例改正案の上程（9 月議会）		9 月（予定）
料金改定		令和 7 年 4 月（予定）